

令和 4 年 6 月 22 日

大臣官房官庁営繕部

計画課 保全指導室

## 官庁施設の防災性能の低下を防ぐ！

### 「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」

＊ ＊ 施設管理者が「知ってよかった！」と思わず膝を打つ事柄をまとめました ＊ ＊

#### 「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」

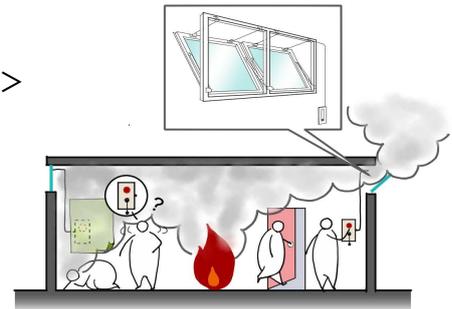
は、次の点に着目しています。

- ・ 建物の損傷、腐食その他の劣化により、防災性能が低下した状態
- ・ 関係法令等の改正により、防災性能が最新の基準を満たしていない状態
- ・ 過去の模様替えや不適切な運用などにより、意図せずに防災性能が低下した状態

例：煙の逃げ道、塞いでいませんか？

<排煙窓が開かない状態、排煙オペレーターが見えない状態>

膨れ上がって迫ってくる煙を、  
逃がす方法はちゃんとあるんです！  
窓を開けるボタンやスイッチを  
ポスターで隠すなんて・・・



本ガイドブックでは、建物の各部位や機器が持つ防災上の役割や機能について、

- ・ 本来どのような状態にあるべきなのか
- ・ その根拠となる法令等の規定は何か

を整理し、“災害に備えるためにすべきこと” をとりまとめています。

○官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk3\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html)

※ “発災時にすべきこと” に関する主な指針、要領等についても、上記 URL に掲載しています。

問い合わせ先

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 計画課 保全指導室 中野 高原

TEL : 03-5253-8111 (内線 23314、23317)、直通 03-5253-8248 FAX : 03-5253-1542